

# 令和5年度 熊本県中学校総合体育大会への地域クラブ活動の参加認定規定(案)

熊本県中学校体育連盟

## 1 目的・趣旨

(公財)日本中学校体育連盟が地域クラブ活動の全国中学校体育大会への参加を特例として認定した。このことを受けて、熊本県中学校体育連盟(以下:本連盟)が参加を認める地域クラブ活動は、以下の条件を満たしたチームのみの参加とし、本認定規定を設定する。

## 2 地域クラブ活動の参加認定要件

- (1)熊本県下の中学校に在籍している生徒で、生徒の年齢及び修業年限が我が国の中学校と一致している。
- (2)本連盟の目的及び永年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。
- (3)本県の各競技団体もしくは中央競技団体に登録し、日常的・継続的に代表者もしくは指導資格を有する指導者の指導のもとに、適切に活動が行われていること。
- (4)『学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン』(令和4年12月スポーツ庁・文化庁発出)の「2合理的でかつ効率的・効果的な活動推進、3 適切な休養日等の設定」を遵守していること。
- (5)『(公財)日本スポーツ協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン』を遵守していること。かつ、『運動部活動顧問等の部活動指導中における暴力・体罰・セクハラ等に対する熊本県中学校体育連盟の対応』に準じていること。また、地域クラブ活動の指導者は、各中央競技団体の倫理規程等に基づいて、各県各競技団体等から処分を受けていない者であること。
- (6)日本中体連各競技専門部の定める規定(令和5年度全国中学校体育大会 地域スポーツ団体等の参加の特例競技部細則)に準じて、熊本県中体連各競技専門部細則を満たしたものとする。

## 3 大会に参加する場合、守るべき条件

- (1)地域クラブ活動で大会に参加する場合、在籍中学校での大会参加は認めない。その逆も同様である。
- (2)大会開催基準を守り、出場する競技種目の大会要項・申合せ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。
- (3)大会参加に際して、地域クラブ活動においては、責任ある代表者・指導者が生徒を引率すること。また、万一の事故発生に備え、傷害保険等に加入するなどして万全の事故対策を立てておくこと。
- (4)大会において、競技役員や審判など運営上必要な事項に協力すること。
- (5)大会開催に要する経費については、必要に応じて、応分の負担をすること。
- (6)同一団体からの出場は1チームとする(複数のチームは参加できない)。また、大会参加のため名称を変え、複数チーム参加することも認めない。同一団体が、学校部活動チームと地域クラブチームに分かれて参加することもできない。
- (7)参加条件に虚偽の内容が判明した場合は参加を認めない。
- (8)地域クラブ活動チーム同士や地域クラブ活動チームが含まれた合同チームでの参加は認めない。
- (9)原則、3年間は同一団体から参加することが望ましい。

## 4 申請手続及び認定について

- (1)本連盟のホームページより「熊本県中学校体育連盟 地域クラブ活動認定申請書」をダウンロードし、必要事項を入力した用紙を本連盟事務局に郵送するとともに、入力データをメールで送信してください。
- (2)受付後、各競技県専門部・各郡市中体連において精査・検討したものを審議し、県中体連会長が認定する。
- (3)提出締切は4月28日(金)必着とする。締切日以降は受け付けない。
- (4)申請後の代表者・スタッフの変更や登録選手の追加、チーム分離による申請は一切認めない。申請内容と実態が異なることが判明した場合も参加を認めない。

## 5 大会(選考会)参加について

- (1)原則、各競技や参加種別(団体・個人)に関わらず、県大会からの参加になる。(各競技専門部細則参照)
- (2)県大会に向けた予選会・選考会等については、各競技県専門部と各競技団体で検討して決定していく。
- (3)各競技の県大会参加枠は、大会開催基準 10 参加制限に定めるものとする。

問い合わせ先：熊本県中学校体育連盟事務局 096-368-7754

■上記以外のこと判明した場合は、本連盟会長が判断する。